

○山口県情報公開条例（原文縦書）

平成九年七月八日

山口県条例第十八号

改正 平成一二年三月二四日条例第一一号

平成一二年一二月一九日条例第五五号

平成一三年一二月一八日条例第四三号

平成一四年一〇月八日条例第五二号

平成一五年三月一八日条例第一五号

平成一六年三月二三日条例第三号

平成一六年一二月二一日条例第四八号

平成一七年三月一八日条例第一四号

平成一八年三月二二日条例第九号

平成一九年七月一〇日条例第三四号

平成二七年三月一七日条例第三号

平成二七年一二月二二日条例第四九号

令和四年三月二二日条例第三号

令和四年一二月二〇日条例第四二号

山口県情報公開条例をここに公布する。

山口県情報公開条例

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 公文書の開示（第五条—第十八条）

第三章 審査請求（第十九条—第二十二条）

第四章 附属機関等の会議の公開（第二十三条）

第五章 補則（第二十四条—第三十条）

附則

第一章 総則

（平一二条例五五・章名追加）

（目的）

第一条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、県政の透明性の向上を図るため、

県及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とする。

(平一二条例五五・平一八条例九・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長(教育委員会にあっては、教育長)及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 山口県文書館その他規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(平一二条例五五・平一六条例四八・平一七条例一四・平一八条例九・平二七条例三・令四条例四二・一部改正)

(適用除外)

第三条 この条例は、次に掲げる公文書の開示については、適用しない。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三条の二第一項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書

二 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書

(平一二条例五五・平一三条例四三・平一七条例一四・令四条例四二・一部改正)

(この条例の解釈及び運用)

第四条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない。

(平一二条例五五・一部改正)

第二章 公文書の開示

(平一二条例五五・章名追加)

(開示請求権)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

(平一二条例五五・全改)

(開示請求の手続)

第六条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平一二条例五五・令四条例四二・一部改正)

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)

む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(令四条例四二・全改)

(部分開示)

第八条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令四条例四二・追加)

(公益上の理由による裁量的開示)

第九条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第七条第二号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(令四条例四二・追加)

(公文書の存否に関する情報)

第十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(令四条例四二・追加)

(開示請求に対する措置)

第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(令四条例四二・追加)

(開示決定等の期限)

第十二条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十五日以内にならなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令四条例四二・追加)

(開示決定等の期限の特例)

第十三条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ず

るおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの公文書について開示決定等をする期限

(令四条例四二・追加)

(事案の移送)

第十四条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十一条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平一二条例五五・追加、令四条例四二・旧第八条繰下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十五条 開示請求に係る公文書に第三者(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者をいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該

情報が第七条第一号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平一二条例五五・追加、令四条例四二・旧第九条繰下・一部改正）

（開示の実施）

第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第三項の場合を除き、速やかに開示の実施をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（令四条例四二・追加）

（他の法令等による開示実施等との調整）

第十七条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第二項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第二項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（令四条例四二・追加）

（手数料等）

第十八条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）から公文書の開示を受ける

者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

2 県が設立した地方独立行政法人から公文書の開示を受ける者は、当該地方独立行政法人の定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(令四条例四二・追加)

第三章 審査請求

(平一二条例五五・章名追加、平二七条例四九・改称)

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第十九条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(平一八条例九・追加、平二七条例四九・一部改正、令四条例四二・旧第十五条の二繰下・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

(平二七条例四九・追加、令四条例四二・旧第十五条の三繰下・一部改正)

(山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第二十一条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(令四条例四二・追加)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十二條 第十五條第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平一二条例五五・追加、平二七条例四九・一部改正、令四条例四二・旧第十七條繰下・一部改正)

第四章 附属機関等の会議の公開

(平一二条例五五・追加、令四条例四二・旧第五章繰上)

第二十三條 県の執行機関の附属機関その他実施機関が定める合議制機関等（以下「附属機関等」という。）の会議（法令等の規定により公開しないこととされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合において附属機関等がその会議を公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- 一 第七條各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項を議事とする場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合

(平一二条例五五・追加、令四条例四二・旧第二十一條繰下・一部改正)

第五章 補則

(平一二条例五五・章名追加、令四条例四二・旧第六章繰上)

(適用上の注意等)

第二十四條 この条例の適用に当たっては、そのものに関する情報が公文書に記録されている個人及び法人その他の団体の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 この条例の規定により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない。

(平一二条例五五・旧第十五條繰下・一部改正、令四条例四二・旧第二十二條繰下)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五條 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすること

ができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(令四条例四二・追加)

(開示の状況の公表)

第二十六条 知事は、少なくとも毎年一回、この条例の規定による公文書の開示の状況を公表しなければならない。

(平一二条例五五・旧第十六条繰下、令四条例四二・旧第二十三条繰下)

(情報の公開及び提供)

第二十七条 実施機関は、その保有する情報を求めに応じて公開するよう努めるとともに、県民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。

(平一二条例五五・旧第十七条繰下、令四条例四二・旧第二十四条繰下)

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第二十八条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人のうち知事が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その業務及び財務の状況に関する書類を、その主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

2 出資法人のうち県が資本金等の二分の一以上を出資しているものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該出資法人の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報（当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該指定管理者の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

(平一二条例五五・追加、平一七条例一四・一部改正、令四条例四二・旧第二十五条繰下・一部改正)

第二十九条 県は、出資法人及び指定管理者に対し、その保有する情報（指定管理者にあつては、その管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。）の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

(平一二条例五五・追加、平一七条例一四・一部改正、令四条例四二・旧第二十六条繰下)

(実施機関への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(平一二条例五五・旧第十八条繰下・一部改正、令四条例四二・旧第二十七条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 実施機関は、前項の公文書以外の公文書の開示の申出があったときは、この条例の施行の際における公文書の開示について定めた規程の例により、これに応ずるものとする。

附 則 (平成一二年条例第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第五五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一三年規則第一二九号で平成一四年三月一日から施行)

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の山口県情報公開条例の規定は、議会が保有する公文書(同条例第二条第二項に規定する公文書をいう。以下この項において同じ。)については、平成十三年四月一日以後に議会の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の山口県情報公開条例の規定は、公安委員会又は警察本部長が保有する公文書(同条例第二条第二項に規定する公文書をいう。以下この項において同じ。)については、平成十三年四月一日以後に公安委員会又は県警察の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(山口県建築審査会条例の一部改正)

4 山口県建築審査会条例（昭和二十五年山口県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一三年条例第四三号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第五二号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県情報公開条例第十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求（同条例第六条に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年条例第一五号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第四八号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一四号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の改正規定は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）のうち、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものは、公立大学法人山口県立大学に対してされた開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は開示請求に係る

不作為について知事に対してされている行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定による不服申立て（公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものに限る。）は、改正後の山口県情報公開条例第十五条の二の規定により公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみなす。

附 則（平成一九年条例第三四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第四九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第五条中山口県情報公開条例第十一条第二号ニの改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年四月一日）

（経過措置）

- 2 行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附 則（令和四年条例第三号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第四二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の山口県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定による請求（以下「旧開示請求」という。）がされた場合における旧条例第二条第二項に規定する公文書の開示及び費用の負担については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた旧開示請求に係る旧条例第七条第一項の決定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「旧開示決定」という。）、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第六条の規定による旧開示決定の拒否又は

旧開示請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第十六条中「山口県情報公開審査会」とあるのは、「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とする。

- 4 この条例の施行前に旧条例に基づき山口県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは山口県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は山口県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 前項の規定により山口県情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなされる諮問に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和四年山口県条例第三十九号）第四条第一項の規定により、山口県情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、令和五年八月三十一日までとする。
- 7 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第十八条第四項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

- 9 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

- 10 政務活動費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略